施工・維持管理複合型契約方式

維持管理業務確認書（例）

埼玉県（以下「発注者」という。）と○○○○○（以下「特定者」という。）とは、○○○○○○工事の技術資料（以下「技術資料」という。）に基づき、工事目的物の引渡し後における機器の保守・点検・運用に関する業務（以下「維持管理業務」という。）について、次のとおり維持管理業務確認書（以下「確認書」という。）を締結し、信義に従いこれを誠実に履行するものとする。

（目的）

第１条　本確認書は、維持管理業務において、技術資料に基づく維持管理を適切に履行することを目的に定めるものとする。

（維持管理業務の契約の内容）

第２条　維持管理業務に関する契約の内容は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）維持管理の対象期間は、　　　年　月　日から　　　年　月　日までとする。

　　　　ただし、工事の工期延長により目的物の引渡しが　　　年4月1日以降となった場合は、引渡しを受けた翌日からとする。

（２）維持管理業務の契約（以下「契約」という。）は、前号の対象期間内において、３か年以内毎に実施する入札参加意思確認型契約方式（以下「参加確認型」という。）による入札の結果、受注が決定したときに成立するものとし、３か年以内の長期継続契約又は毎年度の契約とする。

（３）契約は、発注者が積算した予定価格に基づき、参加確認型による入札により決定するものとする。その他維持管理業務に係る内容は、技術資料に基づくものとする。

（４）発注者又は特定者は、参加確認型による入札を行う際に、次のア又はイに掲げる事項に該当する場合は、技術資料に記載された維持管理費（以下「維持管理費」という。）について変更を請求することができる。ただし、各年度の維持管理費については、当該年度の予算の範囲内とする。

ア　日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により維持管理費が不適当となったと認められるとき。

イ　その他特別な要因により、発注者及び特定者が維持管理費について不適当と判断したとき。

（契約の不締結）

第３条　発注者は、次に掲げる場合に限り、契約を締結しないことができる。

（１）予算措置が講じられていないとき。

（２）特定者及び特定者が技術資料で提案した維持管理実施者（以下「維持管理実施者」）が、営業停止の処分を受けたとき。

（３）特定者及び維持管理実施者が、「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づき入札参加停止の措置を受けたとき。

（４）特定者及び維持管理実施者が、「埼玉県の契約に係る暴力団排除措要綱」に基づき入札参加除外等の措置を受けたとき。

（５）参加確認型による入札の結果、特定者又は維持管理実施者が落札者とならなかったとき。

（６）その他、特定者又は維持管理実施者と契約を締結することが不適当であると認められるとき。

２　特定者又は維持管理実施者は、次に掲げる場合に限り、契約を締結しないことができる。

（１）発注者の承認を得たとき。

（２）天災その他避けることができない事変のため、契約を締結することができないとき。

（発注者の解除権）

第４条　発注者は、次に掲げる場合には、この確認書を解除することができる。

（１）特定者の経営状況が健全でないと認められるとき。

（２）技術資料における工事が、特定者の責により履行されなかったとき。

（３）その他特定者又は維持管理実施者と契約を締結することが不適当であると認められるとき。

　（違約金等）

第５条　発注者は、特定者又は維持管理実施者が第３条第２項以外を理由に契約を締結しないとき、特定者に対し違約金として、維持管理費額の10分の１に相当する額の支払を求めることがある。

２　特定者が前項の規定に該当する場合、特定者に対し「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づき入札参加停止の措置を行うことがある。

（確認書の有効期間）

第６条　確認書は、第２条第１項(1)の維持管理の対象期間において、参加確認型の結果、特定者又は維持管理実施者が契約の受注者とならなかった時点でその効力を失う。

(疑義についての協議)

第７条　この確認書に定めのない事項に関し疑義が生じたときは、発注者及び特定者は誠意を持って協議し、これを決定するものとする。

発注者及び特定者は、この確認書の締結を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

 年 月 日

 発注者 住所

 氏名

 特 定 者 住所

 　　　　　　 氏名

　　　　　　　　　　　　　（維持管理実施者）※技術資料に記載された場合

　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　氏　名

契約書と同封することを基本とする。

別冊にする場合、特定者（及び維持管理実施者）の実印で

押印の上、印鑑証明書を添付する。